

最高裁秘書第1923号

令和7年6月5日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年5月29日に答申（令和7年度（情）答申第14号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（情）諮問第45号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年11月1日（令和6年度（情）諮詢第45号）

答申日：令和7年5月29日（令和7年度（情）答申第14号）

件名：函館地方裁判所における、特定のツールを通じて庁内で共有されている、
執務要領集、庁内行事予定表及び特定年度分の所長の予定表の不開示判断
(不存在)に関する件

答申書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、函館地方裁判所長が、本件開示申出文書はいずれも作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、函館地方裁判所長が令和6年9月19日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

「M365第二次先行導入取組結果について」（令和5年12月の札幌高裁デジタル企画チームの文書。以下「本件資料」という。）からすれば、本件開示申出文書（特に執務要領集及び庁内行事予定表）は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 函館地方裁判所において、本件開示申出文書を探索したところ、本件開示申出文書に該当するような文書は存在しなかった。
- 2 これに対し、苦情申出人は、本件資料からすれば、本件開示申出文書は存在するといえる旨述べるが、当該文書にTeamsを通じて函館地方裁判所内で本件開示申出文書を共有しているとの記載はなく、本件開示申出文書が存在しない

ことが不合理とは言えない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年11月1日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年4月18日 審議
- ④ 同年5月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、函館地方裁判所において本件開示申出文書を探索したが、同文書は存在しなかったと説明する。当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、函館地方裁判所において、「Teams」という特定のツールを用いて別紙の①から③までに記載の各文書を共有している事実はないものと認められ、上記最高裁判所事務総長の説明が不合理であるとはいえない。

これに対し、苦情申出人は、本件資料に記載された内容から、函館地方裁判所に本件開示申出文書（特に執務要領集及び庁内行事予定表）が存在する旨主張する。しかしながら、本件資料には、執務要領集や庁内行事予定表を含む複数の資料をアップロードし、管内全体で共有したことなどの記載があるものの、「Teams」を用いてそれらの資料を共有している旨の記載はなく、函館地方裁判所が本件開示申出文書を保有している事実をうかがわせるものとはいえない。

2 以上のとおり、原判断については、函館地方裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

裕祌訓員委

別紙

Teamsを通じて府内で共有されている函館地家裁作成の以下の資料

- ① 執務要領集（最新版）
- ② 府内行事予定表（最新版）
- ③ 所長のOutlook予定表（令和5年度分）